

平成26年度 第3回 鹿児島市子ども・子育て会議保育部会

【開催日時】

平成27年1月22日（木） 13:13～14:33

【開催場所】

鹿児島市役所本館3階301会議室

【出席者】

○部員 7名

前原部会長、富永部員、奥部員、永吉部員、下川部員、鬼丸部員、田中部員

○鹿児島市

古江子育て支援部長、田中保育課長、松木田谷山福祉課長、白濱学校教育課長
ほか事務局職員

【会次第】

- 1 開 会
- 2 子育て支援部長あいさつ
- 3 部会長あいさつ
- 4 報告事項
 - (1) 鹿児島市子ども・子育て会議について
- 5 議 事
 - (1) 鹿児島市保育所等整備計画（素案）のパブリックコメントへの意見について
 - (2) 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び鹿児島市保育所等整備計画（素案）の修正について
 - (3) 幼保連携型認定こども園の認可について
 - (4) 特定教育・保育施設の確認（利用定員）について
- 6 その他
- 7 閉 会

【審議の概要】

- 4 報告事項
 - (1) 鹿児島市子ども・子育て会議について

(事務局)

[資料説明] (資料1)

～質疑なし～

5 議 事

(1) 鹿児島市保育所等整備計画（素案）のパブリックコメントへの意見について

(事務局)

[資料説明] (資料2)

～質疑なし～

(2) 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び鹿児島市保育所等整備計画（素案）の修正について

(事務局)

[資料説明] (資料3)

(部員)

28年度末までに待機児童を解消するという計画だが、その頃には現在算定した数字とは異なる可能性があると思うが、毎年計画の見直しを行うのか。

(事務局)

事業計画は国の想定としては、中間点である29年度に修正等の見直しをすることが示されている。毎年実情に合わせて修正等を行うことは、5か年計画を掲げた意味を成さなくなる。この計画で算定した数字を基本として、状況に応じて29年度の見直しを検討しつつ、毎年の施設整備においては、年度当初の待機児童数、地域ごとのバランス等、総合的に勘案して進めていくことになる。

(部員)

2歳児の受け入れについては、3号認定を受けずに、一時預かり事業での対応を希望する保護者が多い。一時預かり事業の今後の見通しがわかれば示していただきたい。

(事務局)

2歳児の受け入れについては、市の単独事業である2歳児預かり事業もしくは新制度における市町村事業である一時預かり事業を使うことになる。新制度における一時預かり事業については国の方でも検討がなされているが、無制限に利用できるということにはならないと聞いているところである。

(3) 幼保連携型認定こども園の認可について

(事務局)

[資料説明] (資料4)

～質疑なし～

(4) 特定教育・保育施設の確認（利用定員）について

(事務局)

[資料説明] (資料5)

(部員)

利用定員について、年齢ごとに利用定員を設定しているが、その人数を超えて受け入れること、また受け入れを断ることはできるのか。これまでは、優先順位によって年齢に関係なく、受け入れを行ってきたが、新制度が始まることで対応が変わるのか。

(事務局)

利用定員は原則利用できる人数であるが、面積等の条件が満たされている場合、115%を限度に弾力的な運用が認められている。各園状況がそれぞれ違うため、ケースに応じて柔軟に対応いただくことになる。

(部員)

基本的には利用定員で受け入れを行うが、保育室の面積や職員の配置等、基準を満たせば弾力的な運用が可能である。

(部員)

例えば、優先順位で0歳児の次に5歳児がいて、0歳児の受け入れは乳児3人に対し保育士1人が必要であるため、保育士が足りず受け入れができない場合、次に待つ5歳児であれば幼児30人に対し保育士1人で保育士定数を満たし受け入れ可能であっても、現在は新たに保育士を雇って保育士定数を確保した上で、0歳児の受け入れを行うこととなっている。面積基準については致し方ないが、保育士が足りないから受け入れができないというのは理由にならず、各施設の努力事項だと考える。

(事務局)

最低基準の遵守は前提にあるが、定員100%を超えて受け入れを行う際も、設備、職員配置等が充足される場合に限り認められるものである。新制度においても、保育の必要性の高い児童を優先的に入所させることになるため、部員が言われた状況があった場合も、これまでと同様の対応となる。

(事務局)

幼保連携型認定こども園については、現在5か園の運営がなされており、今年度の整備によって新たに15か園を加え、計20か園となる。幼稚園型認定こども園については、先ほどの事務局の資料説明にもあったとおり13か園となる。それに加え、幼稚園のまま新制度へ移行する施設が1園ある。あわせて34の幼稚園が新制度へ移行することとなる。

(部員)

本日の朝刊に、現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合、施設長の人件費の対応について、5年間の経過措置を設けるという記事があったが、新たに幼保連携型認定こども園になる施設には適用されないのか。

(事務局)

現行の幼保連携型認定こども園では、幼稚園と保育所部分それぞれに施設長の配置がなされている。これまで認定返上の問題などもあって、国も公定価格については早急に検討すべき課題と位置付けており、具体的な対応案の詳細の内容については、予算編成過程で検討がなされるようである。

(部員)

本日の議題については、来週行われる本体会議（子ども・子育て会議）でも議題になるので、今回の資料等を十分確認いただいて、会議の場でご発言をいただきたい。